

所得税と町民税・県民税の申告はお早めに

町申告受付会場は“3月15日(水)まで”

- 町申告受付会場 役場2階会議室201
- 申告内容 確定申告(給与所得や年金所得のみ)、町民税・県民税申告
- 受付時間 午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時
- 町申告受付会場で受け付けられない確定申告

- ※ 土曜日、日曜日と時間外の受け付けはできません。
- ※ 所得の種類、相談内容などによっては、他の会場へ案内する場合があります。

次の申告に該当する方は町申告受付会場で相談を受けられません。国税庁の「確定申告書等作成コーナー」を利用するか、半田赤レンガ建物で申告してください。本年の申告会場は、住吉福祉文化会館から半田赤レンガ建物(半田市榎下町8番地)へ変更されています。

- | | |
|---------------------------------|----------------------------------|
| ▽土地・家屋・株式などの譲渡所得、先物取引に関する所得がある方 | ▽外国為替証拠金取引(FX)などの為替差益・為替差損を申告する方 |
| ▽営業・農業・不動産などの所得がある方 | ▽令和4年分以外の確定申告をされる方 |
| ▽外国税額控除を受けられる方 | ▽分離・損失の申告をされる方 |
| ▽住宅借入金等特別控除を受けられる方 | ▽更正の請求をされる方 |
| ▽住宅関連特別税額控除を受けられる方 | ▽退職所得があり確定申告をされる方 |
| ▽暗号資産(仮想通貨)による所得がある方 | ▽予定納税をされている方 |



▲国税庁
確定申告書等
作成コーナー
はこちらから

- 問い合わせ先
 - ▽所得税 半田税務署 ☎(21) 3141 ※自動音声案内で「0」を選択してください。
 - ▽町民税・県民税 税務課住民税係 ☎(48) 1111(内1111・1112)

マイナンバーカード受け取り(予約制・申請)

臨時窓口を開設します

マイナポイント申請支援



- 日時
 - ▽時間外窓口 3月8日(水)、4月12日(水)、5月10日(水)の午後5時30分～午後8時
 - ▽臨時窓口 3月26日(日)、4月15日(土)、5月27日(土)の午前9時～正午
- 場所 役場1階住民福祉課窓口(役場北側の時間外受付出入口をご利用ください)
- ※ 時間外窓口・臨時窓口では証明書の発行、住所異動などの手続きはできません。

【マイナンバーカード受け取り】(予約制)

- 対象 事前にマイナンバーカードの申請をしていて、「交付通知書」が自宅に届いている方
- 必要なもの 交付通知書をご確認ください。
- 予約方法 問い合わせ先まで電話または窓口で直接予約してください。
- 注意事項 必ず本人がお越しください。(15歳未満の方は同一世帯の法定代理人と一緒にお願いします)

【マイナンバーカード申請】(予約不要)

- 対象 阿久比町に住民登録があり、マイナンバーカードを申請していない方
- 必要なもの 個人番号カード交付申請書、本人確認書類2点、通知カード
※ 申請に必要な顔写真は、窓口で撮影します。(無料)
- 注意事項 必ず本人がお越しください。(15歳未満の方は同一世帯の法定代理人と一緒にお願いします)



◀マイナンバーカード
申請・交付の臨時窓
口を開設

【マイナポイント申請】(予約不要)

- 対象 マイナンバーカードを持っているが、マイナポイントを申請していない方
- 必要なもの マイナンバーカード(写真付きのカード)と暗証番号(4桁)、キャッシュレス決済サービスの決済サービスID、セキュリティコード、通帳やキャッシュカードなど口座情報が分かるもの。
※ マイナポイントは2月末までにマイナンバーカードを申請した方が対象となります。

- 問い合わせ先
 - ▽ マイナンバーカード予約・受け取り・申請 住民福祉課戸籍住民係 ☎(48) 1111(内1115)
 - ▽ マイナポイント申請 検査財政課情報係 ☎(48) 1111(内1312)

